

## 愛知県立大学学長候補者選考における学長候補者の推薦に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領(以下「要領」という。)は、愛知県立大学学長選考等規程(以下「規程」という。)第12条第2項に規定する学長候補者推薦について、教育研究審議会が行う必要な事項を定める。

(学長候補者の推薦の依頼)

第2条 教育研究審議会は、学長選考委員会から規程第12条第2項に関する依頼があったときは、学長候補者推薦委員会(以下「委員会」という。)を設置し、各組織体に対し、学長候補者1名の推薦及び学長選考委員会が別に定める書類の作成を依頼する。

2 前項における組織体とは、規程第9条第1項第1号に規定する組織体投票権を持つ組織体とする。

(学長候補者推薦委員会の組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 愛知県立大学の各学部長若しくは各学部選出教育研究審議会委員 各1名

(2) 愛知県立大学事務局事務部門長 1名

2 前項の委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となり委員会の業務を統括する。

5 副委員長は、委員長に事故あるときに、その職務を代行する。

(委員の辞退)

第4条 学長選考委員会委員及び第2条により推薦された学長候補者は、委員を辞退しなければならない。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、第2条に基づき推薦された学長候補者について、学長選考委員会が公示する愛知県立大学学長の選考基準に基づき審議を行い、学長候補者に順位を付して教育研究審議会へ推薦する。

(委員会の審議結果への対応)

第6条 教育研究審議会は、委員会の推薦を受けて審議を行い、審議結果を学長選考委員会に報告する。

(委員会の事務局)

第7条 委員会は、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は事務部門県大総務課に置く。

附 則

この要領は、令和5年6月27日から施行する。